

措置区域（鹿児島市・霧島市・始良市）に、店舗がある方

2 要請対象施設の店舗

<措置区域用>

店舗目

要請対象施設の店舗の情報	フリガナ			電話番号	
	店舗名				
	所在地				
対象区域	<input type="checkbox"/>	措置区域	※措置区域以外の店舗については、<措置区域以外用>の様式に記入してください。		

営業時間の短縮	【通常の営業時間】	⇒	【時短要請期間中の営業時間】	【備考】 ※時短等の状況など	
	: ~ :		: ~ :		
営業時間短縮の実績	<input type="checkbox"/>	夜間時間帯（20時から翌朝5時まで）に営業を行っていましたが、要請期間中（8/20から9/12まで）は全て（営業時間は5時から20時までの間に）営業時間を短縮し、酒類の提供は行っていません。また、飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）においては、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛しました。			

休業の実績	【通常の営業時間】	<input type="checkbox"/>	夜間時間帯（20時から翌朝5時まで）に営業を行っていましたが、対象期間中（8/20から9/12まで）は全て休業しました。
	: ~ :		

営業許可	<input type="checkbox"/>	・時短要請の時点（令和3年8月18日）で、 <u>食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けています。</u> ※食品衛生法上、適法な、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得していない場合は支給されません。
------	--------------------------	---

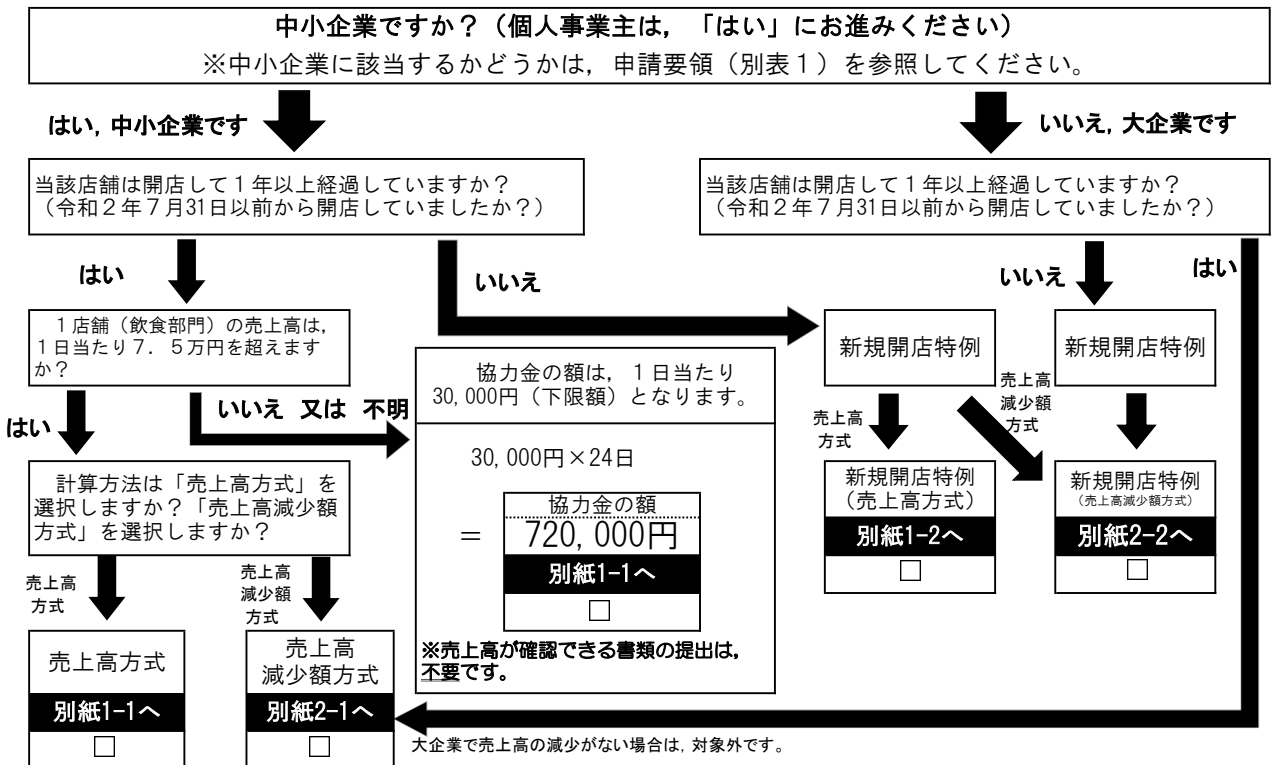
営業許可番号	指令 第 号（の _____）
--------	-----------------

※記載内容をご確認の上、□へチェックをお願いします。

※営業許可番号の「（の _____）」については、鹿児島市保健所以外の許可の場合に記入してください。

●協力金計算方法確認フローチャート

以下のフロー図の質問をもとに、各店舗の協力金計算方法を選択し、チェックボックスにチェック（☑）してください。



大企業で売上高の減少がない場合は、対象外です。

※ チェックボックスにチェックを入れた別紙を使用して店舗毎に協力金額を計算してください。